

未タ之ヲ云爲スルノ時機ニ達セスト雖モ労働
争議ノ發生ヲ未然ニ防止シ資本家企業
家ヲ反省セシムル上ニ於テ多少ノ效果アルハ
疑ヲ容ルノ餘地ナカルベシ

労働委員會調 (大正十一年
十一月現在)

警保局